



# 第 893 号 ミニかわら版

令和 5 年 3 月 15 日  
(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 「特定一般教育訓練」の新規指定講座は85講座に

厚生労働省は、教育訓練給付の対象となる「特定一般教育訓練」の令和5年4月1日付け指定講座を決定しました。今回、新規に指定する講座は、特定行為研修、介護初任者研修などの業務独占資格等の取得を目標とする課程など計85講座です。また、働きながら学びやすくする観点から、オンライン講座や夜間、土日の講座の充実も図っており、オンライン講座は23講座、夜間講座は36講座、土日講座は48講座をそれぞれ新たに指定しました。

「教育訓練給付」とは、労働者の主体的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した際に、訓練経費の一部を雇用保険により給付するものです。そのうち「特定一般教育訓練給付」は、速やかな再就職と早期のキャリア形成に資する講座について、受講する労働者が支給要件などを満たし、かつ、ハローワークで支給申請を行うことで、受講修了後、受講費用の40%(上限20万円)が支給されます。

特定一般教育訓練給付の対象となる講座は、これまでに指定されたものを合わせると、令和5年4月1日時点で552講座となります。類型別内訳をみますと、1)業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を目標とする養成課程又はこれらの資格の取得を目標とする課程(介護職員初任者研修、大型自動車第一種免許、特定行為研修など)が、新規69講座、給付対象講座数が506講座にのぼります。

さらに、2)一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程(基本情報技術者試験など)が、新規講座2講座、給付対象講座数が9講座、3)短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム(特別の課程(保健)、特別の課程(社会科学・社会)など)が、同14講座、37講座となっています。

また、実施方法別の内訳は、通学制と通信制に分かれます。通学制は、新規56講座、給付対象364講座(重複があり、講座数の合計は一致せず)あり、1)平日昼間に実施される講座が同46講座、323講座、2)平日夜間に実施される講座が同36講座、237講座、3)土日に実施される講座が同48講座、315講座です。通信制は、新規29講座、給付対象188講座あり、1)通信が同6講座、75講座)、2)一部 e-ラーニングが同2講座、34講座、3)e-ラーニングのみが同21講座、79講座となっています。

